

令和2年12月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案8件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第97号「令和2年度平戸市一般会計補正予算（第9号）」中、福祉部福祉課所管の「障害福祉事務経費」のうち、障害者自立支援給付費等支援システムの改修に関し、改修に伴う委託業務の内容はどういうものかとの質問に対し、今回の改修は、障害者福祉サービスに係る介護給付費の報酬改定に伴う改修であるとの答弁がありました。また、これに関連し、大幅な制度の改正による変更でなく、報酬改定などのように、単価の変更を行う場合のシステム改修は、数値を置き換えるだけの比較的単純な作業であると思われるが、委託業務の見積額が高すぎるのではないかと、見積時に価格交渉は行ったのか、システム業者の言い値になっているのではないかと、質問に対し、見積額の交渉については、少しでも安くならないかという値引き交渉は行ってはいるが、システムに係る専門的知識を持った職員がいないこと。あわせて、全国的にも同様のシステムを使用していることから、他自治体においても報酬改定時の改修は、固定的な作業に係る経費ということで同額程度の見積額となっている状況であり本市独自の交渉により見積額を下げることができるかということに関しては難しい現状であると考えているとの答弁がありました。

なお、報酬改定等に伴うシステム改修に係る補正予算については、この外、福祉部長寿介護課の介護保険システム、市民生活部健康ほけん課の後期高齢者医療システムについても、同様に補正予算が計上されており、システム等の改修作業に関しては、システム導入時の契約条件のあり方次第で、委託経費を相当に安くできるのではないかと。また、福祉課だけに限らず市全体のシステム発注時に、そういった対応をするべきではないかとの指摘に対し、今回の担当部署である福祉部長及び市民生

活部長から、システム導入時における契約のあり方については、総務課情報推進班とも問題を共有し、全庁的に協議・研究を行い、システムの導入時に、どういった対応ができるのか検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、市民生活部健康ほけん課所管の「成人・高齢者予防接種事業」に関し、インフルエンザの流行期に新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中で、国において、インフルエンザワクチンの供給量を増加し予防接種を呼びかけていることもあり、高齢者の予防接種の需要が増えていることから、補正を行うとの説明であるが、本市における今年度の予防接種者数をどのように見込んでいるのかとの質問に対し、インフルエンザワクチンの供給量については、国が定めることとなっており、本年度の国全体の供給量は前年比 12%増の 3,178 万本となっているが、本市では、高齢化率が高いことから前年比 15%増の 9,165 人分を見込んでいるとの答弁がありました。

また、今年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年以上に接種者が多く、市内の医療機関でもインフルエンザワクチンが不足していると聞くが、高齢者の予防接種の過去の実績はどのようになっているのか。9,165 人以上の接種希望があり、さらにワクチンの量が足りなくなった場合には、どのように対応しようと考えているのかとの質問に対し、過去の実績としては、平成 30 年度が 7,128 人、令和元年度が 7,278 人と、この 1～2 年は、高齢者全体の 60%前後で推移している。今年は 11 月時点で既に全体の 65%にあたる 7,980 人が接種している状況であり 12 月以降の接種予定者を約 1,200 人と想定し、延べ 9,165 人分を見込んでいるところであるが、国のワクチン供給量も前年比 12%増となっていることから不足することはないものと考えているとの答弁がありました。

また、これに関連し、インフルエンザ予防接種の効果は、どのくらいの期間あるのかとの質問に対し、インフルエンザ予防接種については、接種後 2 週間から 5 か月間が効果期間であるといわれているとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 14 件、請願 1 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決及び採択すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、議案第 97 号「令和 2 年度平戸市一般会計補正予算（第 9 号）」中、農林水産部農林課所管の「農業用ハウス・畜舎等復旧対策支援事業」に関し、アスパラガスハウスの被害について、台風の前にはビニールをはぐなど被災しないような対策は行っていないのかとの質問に対し、8 月下旬から台風が接近することが分かっていたため、農協の指導員を通じて生産者にはビニールをはぐことも検討するよう呼びかけを行ったが、風向きや作物への被害を考えビニールをどうするかは最終的には生産者が判断するものであったとの答弁がありました。

また、被災し修復を繰り返すようであれば費用もかかり、やる気も低下するのではないかと危惧される。いちごハウスのような丈夫な資材で整備することも考えられるのではないかと質問に対し、アスパラガスのハウスは周年ビニールで覆っており鉄骨で整備するほうが望ましいが、作物の収益で投資効果を算定した場合に鉄骨の入っていない構造となる。補助事業などにより整備する場合には、一段上、二段上の規格とならないか県へも要望していきたいとの答弁がありました。

さらに、今後も強い台風等が予想されることから保険等への加入の指導を行っていく必要があるのではないかと質問に対し、アスパラガス生産者に限らず被害の無かった園芸作物の生産者にも園芸施設共済や収入保険制度への加入推進を促していきたいとの答弁がありました。

次に、農林水産部水産課所管の「養殖魚赤潮被害緊急対策事業」に関し、11 月に赤潮が発生した原因をどのように分析しているのかとの質問に対し、前回の被害から

保険への加入や毎週 1 回、赤潮が出る時期は、週 2 回のモニタリング調査を県北水産業普及指導センターで行っていた。今回、注意深く観察しエサ止めなどを行っていたが、10 月にまとまった降雨があり薄香湾に養分が流れ込んできたこと、11 月には小潮で天気が良く、赤潮が一番増殖する要件が重なり南風の風も影響し局所的に赤潮が発生したものであると分析している。通常の赤潮であれば、養殖業者も薬を撒いて対処するが、赤潮の層が 3～5 メートルありどうにもならなかったと報告を受けており、今後は土日も含めて県、市、漁協、養殖業者で連絡体制を密に整えるようにしているとの答弁がありました。

また、へい死した魚はどのように処理したのかとの質問に対し、処理が遅れば腐敗が進み処理費用が多額となるが、産廃業者、漁協、被害の無かった業者の方などの協力により、1～2 日目は埋設処理を行い、3 日目は焼却処分し 3 日間で終了したとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部観光課所管の債務負担行為補正「鄭成功記念館指定管理料」に関し、債務負担行為補正の限度額の算定において主なものは何かとの質問に対し、施設の管理運営経費は人件費、事務費、施設維持管理費であり、指定管理料は鄭成功記念館のパート職員の人件費が主なものである。また、長崎県の最低賃金は 793 円であるが時給 850 円で算定しているのは何故かとの質問に対し、算定における単価は本市で決められている時給単価であるとのと答弁がありました。

次に、教育委員会生涯学習課所管の債務負担行為補正「度島交流会館指定管理料」に関し、他の指定管理している施設より高く設定しているのではないかと、精算は行うのかとの質問に対し、建設後の初年度となることから光熱水費は余裕をもって算定しており、指定管理者に関する指針においても初めて指定管理を行う施設は、精算するようになっている。また、非公募の施設は毎年、精算することとなっており、度島交流会館も精算するようになっているとの答弁がありました。

次に、議案第 106 号「指定管理者の指定について」（平戸市鄭成功記念館）に関し、

記念館の集客維持の支援を行政はどのように考えているのかとの質問に対し、運営委員会が月1回程度、定例会を行っており担当者も参加しているが、鄭成功は川内地区であるという地域性があることから、まちづくり協議会とも連携して中野地区全体に波及するためどうしたらよいのか地域の皆さんと協議しているとの答弁がありました。また、今後の見通しとして、あらゆるイベントと絡めていく必要もあるのではないのかとの質問に対し、来館者は外国人が4分の1であり、来年度以降も厳しい状況であるが、鄭成功の生誕400年が近づいており記念イベント等を協議していくようにしているとの答弁がありました。関連して、鄭成功まつりを開催している川内町では盛り上がっているようであるが、市内にサテライト会場を設けるなど工夫すれば来場者も増えるのではないのかとの質問に対し、観光協会が主催しており今後は検討したいとの答弁がありました。

また、記念館の開館時間は午前8時30分から午後5時であるが夏場は開館時間を調整し延長することは出来ないのかとの質問に対し、現在も毎週水曜日は休館であるが観光客などから依頼があれば臨時で開館し案内している。開館時間についても変更は可能であり運営委員会とも調整し検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第112号「平戸市立学校設置条例及び平戸市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について」に関し、教育委員会としては、野子中学校が実施している中学校進学状況調査の結果から、ほとんどが南部中学校への進学を望んでおり、今後も、一定の生徒数が確保できないことから学校としての役割を果たすことが著しく困難であると判断し、保護者等の意向も踏まえ統廃合の判断をしたという趣旨の説明がありました。委員からは進路希望について子どもや保護者からの意向調査を早くとるべきでは無かったのかとの質問に対し、野子中学校の場合には、中学校進学状況調査は、野子中学校及び指定学校先の生徒数、学級数や次年度の教職員の人事異動に関わるため2学期に行っているが、保護者や子どもの意向調査を早めるのはひとつの案であり、保護者の方にも伝えるべきであったと思うとの答弁がありました。

また、今後においても統廃合の問題が生じた場合は同じように進めるのかとの質問に対し、情報の提供のタイミングについては、情報を精査して出さなければならないので難しいが、今後は適宜に対応していきたいとの答弁がありました。

また、議案外として監査報告における職員の長時間の在庁時間についてどのように分析し、今後どのような対策を考えているのかとの質問に対し、業務量が多く、また、類似都市、同程度の学校数の自治体と比べても職員が少なくマンパワーが足りていない。事務の改善や効率化も必要であるが、今後も人事課とも協議していきたいとの答弁がありました。

なお、本委員会は、「DMOの概要、計画について」所管事務調査を行いたく、本件を閉会中の委員会に付託していただきますよう申し出いたします。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。